

学校法人兵庫医科大学 公的研究費不正防止基本方針

1. 公的研究費の運営・管理を適正に行うために、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表する。
2. 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員にとってわかりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
3. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
4. 策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。
5. 実効性ある体制の整備に資するための情報を積極的に公開し、広く情報共有を行うことで、公的研究費に対する国民の理解と支援を得ることを目指す。
6. 不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画			所管部署
			No.	項目	2025年度計画	
第1節 機関内の責任体系の明確化	公的研究費の運営・管理を適正に行うために、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表する。	学内の不正防止のための各責任者に必要な情報を伝達するための仕組みが明確化されていない場合には、各責任者が適切な判断を下し、必要な役割を果たすことが難しいおそれがある。	1-1	各責任者の役割等の明確化及び情報伝達方法の決定と実施	研究公正推進室（公的研究費管理部会）における決定事項等について、定められた様式に従い、各責任者への報告を継続して行う。また、体系図をホームページで公開し、学内外に周知する。	大学事務部 研究推進課

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画		所管部署	
			No.	項目		
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員にとってわかりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。	ルールと運用の実態が乖離している場合には、研究費の不適切な使用につながるおそれがある。	2-1	研究費使用ルールの明確化・統一化	定期的を開催する研究公正推進室会議（公的研究費管理部会）において、ルールの運用状況の検討及び見直しを継続的に行う。	大学事務部 研究推進課
			2-2	研究費使用ルールの周知、研究費に対する意識の向上	(1) コンプライアンス教育・啓発活動実施計画の策定 ・統括管理責任者と共に年間計画を策定する。 (2) コンプライアンス教育の実施・1で策定した計画に基づき実施する。 ・実施にあたっては受講対象者リストを整備し、受講率を把握する。 ・文書通知等により未受講者へのフォローも徹底する。 (3) 啓発活動の実施 ・1で策定した計画に基づき実施する。	大学事務部 研究推進課

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画		所管部署	
			No.	項目		2025年度計画
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。	・不正防止計画が見直しされておらず、機関での不正発生要因に応じた具体的な対策を、計画的に実施できていない。	3-1	不正防止計画の策定	スケジュールに則って、継続的に不正防止計画の見直しを行う。 ＜スケジュール＞ ・期初(4-6月)年度計画の策定、外部環境等状況に応じ微修正 ・期中(9-10月)半期進捗状況確認、状況に応じて計画補正 ・期末(2-3月)通期進捗状況確認、次年度計画の検討・策定	大学事務部 研究推進課
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。	・研究者発注割合が高く、業者との癒着の発生可能性が高まる恐れがある。	4-1	業者との癒着防止のための取組	研究者発注における特定業者との取引に関する定期的な調査と、調査結果の研究者への通知等について、継続して実施する。	物流センター
		・研究者発注に係る相見積の入手が必須とされておらず、購入単価の適切性を把握できない恐れがある。	4-2	発注先選定の公平性、購入単価の適切性への取組	研究者発注品における購入価格について、No. 4-1の取組と連動して抽出調査を継続する。	物流センター

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画		所管部署	
			No.	項目		
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。	・発注前に提出されるべき「調達請求書」が納品後に提出される事例があり、予算執行状況を遅滞なく把握することができない範囲が存在する。	4-3	事務部門による発注段階での財源特定、早期の異常取引抽出	発注時のルール（調達請求書の即時提出）の周知徹底を継続的に実施する。物流センターにおけるモニタリング等状況を研究公正推進室（公的研究費管理部会）において共有し、必要に応じて対策を講じる。	大学事務部 研究推進課
					調達請求書提出遅滞についてモニタリングを継続する。	物流センター
		・換金性の高い物品について、リスクに応じた対応が十分ではない。	4-4	換金性の高い物品の管理	7万円以上の物品について、システム管理し、ラベル貼付時に現物確認を行う。また、2024年度取得分のサンプル抽出による現物確認を実施し、結果を研究公正推進室会議（公的研究費管理部会）に報告する。	財務企画部 財務企画課
				基準額未満の管理対象品目として定めた換金性の高い物品について、引き続き納品後の現物確認を実施し、各責任者並びに研究公正推進室（公的研究費管理部会）へ報告する。	大学事務部 研究推進課	

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画		所管部署	
			No.	項目		
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。	・研究支援者について、出勤簿上での日々の勤務実態の確認が研究室内で完結しているため、事務部門による勤務事実及び勤務実態の把握が十分ではない場合がある。	4-5	研究支援者の勤務事実及び勤務実態の確認	引き続き下記対応により勤務実態の確認を行う。 ・人事部カウンターに出勤簿を据え置き、出退勤時に押印させる。 ・在職者および新規採用者について、以下の抽出条件により、勤務報告と労働契約の内容に沿った勤務報告実績および出退勤時間となっているか確認を実施する。 《抽出条件》 ◇在籍者 (調査時期) 6月、11月 (抽出対象者) 5名 ・基盤研究A、B、Cから各1名 ・挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究等から1名 ・厚労省科研から1名 ◇新規採用者 (調査時期) 採用月から3ヶ月間 (抽出対象者) 新規採用者全員 また、WEB勤怠管理の導入について、新人事システムの構築と合わせて引き続き検討する。	人事部 人事課
					(1) 事務部門において、あらかじめ公的研究費で雇用される者の勤務日時・場所等を把握した上で、該当者全員を対象に勤務場所の巡回を定期的に行う。各責任者並びに研究公正推進室(公的研究費管理部会)へ報告する。 (2) 雇用形態問わず公的研究費で雇用される者及び人材派遣契約による受入者に対し、業務日誌等の整備を促すようにする。業務日誌は勤務場所巡回時に確認する。	大学事務部 研究推進課
			4-6	研究支援者への公的研究費不正使用防止の理解促進	引き続き、下記を継続実施する。 ・公的研究費雇用の非常勤雇用者(アルバイト職員(実験補助等)、PD、RA等)の雇用情報を共有(人事部から研究推進課に情報を提供することにより情報共有を図る)。 ・人事部の採用時オリエンテーション終了後に研究推進課へ案内し、同課にて関係資料配布の上説明を行う。	人事部 人事課
					人事部による採用時オリエンテーション終了後、研究推進課にて関係資料を配布の上、説明を実施する。	大学事務部 研究推進課

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画		所管部署	
			No.	項目		
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。	・国内出張旅費については概算払いのため領収書等の証拠書類を徴取していない状況である。そのため、出張の事実を確認する方法や、重複受給を防止する方法が確立されていない。	4-7	出張計画の実施状況等の把握・確認	出張の事実を証する出張報告書の提出徹底のため見直したルールにより、国内旅費の支出に際しては、出張を証する証拠書類とともに出張報告書が提出された出張者に対してのみ旅費を支払う運用を継続する。	大学事務部 研究推進課
					<p>旅費の精算業務は財務企画課が担当し、下記の業務については(株)エイチ・アイと行う。</p> <p>①出張報告書により出張内容の適正を確認する。宿泊した場合は領収書の提出を求め、宿泊先以外が発行した領収書(ネットでの精算等)については、宿泊証明書も徴取する。</p> <p>②特別急行列車・航空機・船舶・高速バスを利用した場合は領収書の提出を求める。タクシー・レンタカーの利用については、特段の事情がある場合に限り利用可能とする。また、領収書等については「領収書・搭乗券(半券)等貼付台紙」に必要事項を記入し領収書等を貼付し提出する。なお、在来線・路線バス等近距離の場合は領収書の提出は求めない。</p> <p>上記①②の運用状況について、研究公正推進室会議(公的研究費管理部会)にて報告する。</p>	財務企画部 財務企画課

学校法人兵庫医科大学 2025年度公的研究費不正防止計画

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)に基づく節	目標	不正を発生させる要因	計画		所管部署	
			No.	項目		2025年度計画
第5節 情報発信・共有化の推進	実効性ある体制の整備に資するための情報を積極的に公開し、広く情報共有を行うことで、公的研究費に対する国民の理解と支援を得ることを目指す。	外部への方針等の公表が不十分な場合には、社会への説明責任を十分に果たせない恐れがある。	5-1	情報発信・共有化の推進	公的研究費等の不正への取組に関する大学の方針等を評価し、ホームページ掲載により学内外に公表する。	大学事務部 研究推進課
第6節 モニタリングの在り方	不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。	・効果的な内部監査が継続的に実施されない場合には、不正発生リスクが高まる。	6-1	リスクアプローチ監査の継続	研究機関における不正使用事案を参考に不正リスクを分析し、令和3年2月1日に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき監査を実施する。また、不正防止計画の項目の実施状況等についても監査を実施する。	内部監査室